

## 新型コロナウイルス感染症に関する「団体定期保険災害割増特約」等の約款改定について（2024年4月）

朝日生命保険相互会社（社長：木村 博紀）は、団体定期保険における「団体定期保険災害割増特約」等について、関係法令の改正等に伴い、下記のとおり約款を改定いたします。

### 記

#### 1. 改定日

2024年4月1日（月）

#### 2. 対象商品

別紙参照

#### 3. 改定内容

2023年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「五類感染症」に位置付けられたことに伴い、約款上の「感染症」の定義を変更します。

改定後の特約では、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症または指定感染症のいずれかに該当する期間中に支払事由が生じた場合に限り、災害保険金等のお支払い対象とします。

このため、改定後の特約において新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合には、災害保険金等のお支払い対象外となります。

[＜ご参考＞新型コロナウイルス感染症に関する保険金・給付金のお取り扱いについて](#)

#### 4. その他

この度の改定は、2024年4月1日（月）以降に付加、更新または変更する特約に適用します。

なお、この度の改定に伴う保険料の変更はありません。

以 上

## 対象となる特約

特約名称		
団体定期保険災害割増特約	団体定期保険傷害特約	団体定期保険災害保障特約
団体定期保険災害特約	団体定期保険こども傷害特約	団体定期保険こども災害保障特約
団体定期保険こども災害割増特約	団体定期保険こども災害特約	

## 改定内容（下線部が変更箇所）

新	旧
<p>別表</p> <p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（中 略）</p> <p>（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含みます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「対象となる感染症」に含みません。</u></p> <p><u>(1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症</u></p> <p><u>(2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症</u></p> <p><u>(3) 指定感染症</u></p>	<p>別表</p> <p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（中 略）</p> <p>（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）<u>を含めます。</u></p>

※本資料は、特約の一部を抜粋したものです。特約によって一部表現が異なる場合があります。

以 上